

第 14 回地方法人課税のあり方等に関する検討会議事概要

- 1 日 時 平成 25 年 10 月 8 日（火） 15 時 30 分～17 時 30 分
- 2 場 所 総務省 7 階省議室
- 3 出席者 神野会長、鎌田委員、熊野委員、小山委員、中村委員、小西委員、関口委員、辻委員、中里委員、林委員、吉村委員、石井委員、吉田委員、汐見委員
- 4 議事次第
 - 1 開会
 - 2 議事
 - ・全国知事会地方税財政制度研究会「地方税制における税源偏在の是正方策の方向性について」
 - ・「地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（事務局案）」
 - 3 閉会
- 5 議事の経過
 - 石井委員より全国知事会地方税財政制度研究会「地方税制における財源偏在の是正方策の方向性について」の説明があり、また事務局より地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書（事務局案）についての説明を行い、その後質疑及び自由討議が行われた。

（石井委員より全国知事会地方税財政制度研究会「地方税制における税源偏在の是正方策の方向性について」の説明）

（以下、全国知事会地方税財政制度研究会「地方税制における税源偏在の是正方策の方向性について」に対する質疑及び自由討議）

- 来年度の税制改正において、償却資産に係る固定資産税、車体課税、ゴルフ場利用税など市町村財政に著しい影響を及ぼす事項が検討の俎上に上がっており、また法人税実効税率も与党で速やかに検討を開始することが決定され、地方への減税圧力が強まっている。その一方、地方消費税率の引上げに伴う増収分に関しては、対応する社会保障関係費等を地方財政計画にどう計上するか未定であり、地方交付税の歳出特別枠の縮小も取りざたされ、不透明な状況。こうした状況を踏まえると、知事会の研究報告書の税源交換の試案に関して、法人事業税を復元し、代わりに法人住民税を国税として地方

交付税原資とする考え方については違和感を持っており、地方税充実強化という地方分権推進の立場に反するという声上がるのではないかと。

また、地方税を地方交付税原資に振り替えることに関しては、出口ベースの交付税が明確に増加するのことも心配である。もともと地方法人特別税については、都道府県内で解決すべき課題であると、多くの町村長は受け止めており、市町村の法人住民税の大半を対象にした税源交換は唐突な印象。

- 税源交換はあくまで地方法人課税の比率を減らし、地方消費税の比率を上げるという意味。地方税のトータルは変わらず、地方分権が後退するというのではなく、むしろ税源の偏在が少なくなって安定性が高まるという効果がある。

市町村の法人住民税の法人税割も税源交換する場合について、試案1は、市町村の法人税割が1兆円減るが、地方交付税が1兆円増える。市町村分だけみると、地方税は減り、交付税が確実にくるのかという心配は確かにある。

試案2の場合は、市町村分の法人住民税の法人税割の1兆円を国税に譲る代わりに、それに見合う1兆円を地方消費税として市町村に配分するという考えであり、市町村の地方税が減ることではないと理解いただけると思う。

あくまで知事会の中に設けた研究会の報告であり、基本は都道府県税を中心に議論していると理解してほしい。

(事務局より地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(事務局案)の説明)

(以下、地方法人課税のあり方等に関する検討会報告書(事務局案)について質疑及び自由討議)

- 税源の偏在性について、偏在の指標とは分散やジニ係数を思い浮かべるが、資料の書きぶりは、偏在の指標を計算するためのデータを変えるという意味と読め、不自然に感じるので工夫が必要。また、偏在の指標も複数あり、それを変えると微妙に変わるので、そのあたりに配慮した表現があるほうがよい。
- 誤解を与えないような書きぶりをするよう注意する。
- 偏在是正せずに交付税の総額を交付団体ベースの財源を確保しようということになると、交付税にその分寄せることになるので、それはやらないほうがいいと思うが、報告書の中において、偏在是正しなければ交付団体ベースの財源確保が容易ではないというような意味を書くべきなのかどうか。
構成案の節の並びについて、「その他」は最後にくるべき。「何々に関する

その他の検討事項」というような書き方でないとおかしい。

また、交付税による財源保障と財政調整が必要であるということ「義務づけがあるからだ」という表現があるが、その表現ぶりは、交付税を圧縮したい側に利用されてしまう。交付税が必要だということを義務づけで説明するということには違和感がある。

地方法人特別税・譲与税の偏在是正の効果が当初想定されたレベルの半分にとどまっていることについては、ほとんど議論していない重要な論点だが、20年度に想定した消費税1%分というのが、その時点の平年度ベースの金額であり、そこに戻るべく順調に景気が回復して入るということを考えると、平年度ベースは1%ぐらいの規模だったはずだからと個人的に思う。

制度について、暫定措置であるという考えについては良いと思うが、その措置の廃止の前提条件について、どう考えるか。創設時は税源交換ができなかったためこの制度をやらざるを得ず、税源交換ができない限りは暫定措置として残さざるを得ないというような押さえ方をすればすっきりする。

- 交付税制度による財源保障と財政調整の必要性について、日本の地方団体は必ずしも受益と負担の原則が当てはまらない事務を多くしているというような文言があるとすんなりいくと思う。

「そのまま放置すれば財政力格差は拡大する」という文言について、例えば社会保障関係費で言うと、まず地方、非都市部で高齢化の波が来て、その後都市部で高齢化によってかなり高い財政圧力がくるのではないか。将来的には都市部においても社会保障関係費の支出が増えるのではないかという議論もあり、そのあたりは慎重な書き方が必要と思う。

- 将来的にはあると思うが、ここ数年ではないと考えるので短絡的な視野というような文章にすればいいと思う。(事務局)

- 地方法人特別税・同譲与税が「あくまで暫定措置」であるということについては、本来であれば税源偏在の少ない税体系を構築すべきところを緊急避難的に措置したという趣旨と、財政調整は本来交付税で行うべきところを譲与税をこういう形で活用したという意味がある。地方法人特別税を見直す理由について、交付税で行うべき財政調整を暫定的に譲与税で行ったからという書き方をすると、今後色々な代替案を考えると、新たに譲与税を活用することが難しくなるので、この「暫定措置」は、税源偏在の少ない税体系が構築されるまでの間について暫定的に講じたものという趣旨としておいたほうがよいのではないか。

- 今後具体案の議論をする際に、交付税の財源保障の役割をはっきり押さえしておく必要がある。法人住民税を交付税原資にしても、基準財政需要額を上

乗せしないと交付団体の交付税が増えない結果になり、単に臨時財政対策債が減るという結果になる。基準財政需要額が前回同様上乘せできる状況なのかどうか、全く保証がないわけで、結局臨時財政対策債の減額に不交付団体の財源が使われることになる。基本として交付税の財源保障機能をしっかりと前提とした上で、今回の措置を考えていかなければならない。

- 「富裕団体への税源の偏在が高まったという観点をどのように考えるか」とあるが、これを言い切れるデータがあるのか。

また、交付税の財政調整機能と財源保障機能は高めるべきだが、法人税収を帰属させる団体は広域的にすべきとか、税の議論から交付税原資のウエイトを高めるといのは、議論に飛躍がある。今まで譲与税でしていたものを交付税にするということは、より強い財政調整機能が必要だという認識がなければならぬ。

- 交付税原資の推移の資料は、第10回検討会の参考資料3においてお出ししているが、集中的にご議論いただけていないので、報告書をまとめるにあたり何について言っているのかお示しする。

また、富裕団体の税源の偏在が高まったどうかについては、本日の資料4図表11において偏在度が高まるとの分析を示しているが、交付税原資が減る一方で地方税が充実したということとの因果関係については不十分であるので、表現等を工夫する。(事務局)

- 交付税原資のウエイトを高めるといとき、法人税の原資が少なくなり、偏在が高まった。さらに法人税は偏在の高い団体でかけたほうがいいであって、したがって交付税原資を法人所得課税に求めればいいという論理展開でいいのかという問題提起であるとの理解でよいか。

- 偏在性のところは、もう少し景気が上がった状況のものが出てくるといと思う。

- 地方譲与税の書きぶりについて、あくまで地方譲与税は例外的なものだという感じが少し強く出ているが、例えば温暖化対策税においても、地方税としてとれる理屈がうまく整理できればいいのだが、それが難しい。かといって交付税でくれと言っても、国の都合で適当に調整されても困る。

そのため、税の性質によって、地方税として理論構築できるものは国税とは別にすべき。ある種の税については、国税として位置づけるのはやむを得ないが、その相当分は地方に配られてしかるべきものがあり、それは交付税でなく、譲与税としてすることがふさわしいものもあるということを書いておかないと誤解を招くと思う。

また、「地方法人特別税・譲与税制度はあくまでも暫定措置と考えるということによいか。」というのは、地方譲与税はあくまで例外的なものであり、本来地方税、交付税にするのが望ましいので特別な暫定措置と言っているように読めるが、一方で地方分権といって地方税の充実といいながら、法人事業税を一旦国税として譲与税で配るというイレギュラーなやり方に対して、全国知事会は、異例といっている。創設当時、総務大臣も地方財政審議会も国と地方の税源交換をするべきと答申したにもかかわらず、それが入れられずに地方法人特別税という形になったが、そこがおかしいということを書いた方がすっきりするのではないか。

知事会においても、消極論はあるが、地方税は圧倒的に偏在是正すべきで、地方分権を進めるために充実させていくという大きな流れ。そうであれば偏在の少ない、安定的な税体系の構築が必要となる。そういう決定をして、政府に働きかける段階にきているので、地方法人課税のあり方の見直しの1つのポイントとして、税源交換についてしっかりと位置づけていただきたい。

- 譲与税は、課税技術上の理由で、本来は地方税に持っていきたいが、国税に持って行かざるを得ない場合に使う形態であるという趣旨で正当化されているところでは記載しているが、書き方は考えたい。
- 今回の抜本改革による消費税の引上げによって税収が上がった部分については、社会保障給付支出に充てるという理解があるが、ここで問題なのは、財源超過額が拡大して、地方によって社会保障給付というベーシックな部分について差が出てくること。そのため、財政力格差は拡大するが、社会保障給付についてはここで差がつくものではないというような理解が得られるような書き方が必要ではないか。
- 将来的に各自治体の社会保障の需要を踏まえて地方消費税を配分するという可能性があるとする、その配分のツールとして譲与税を使うことも1つの方法であるので、限定的にならない書きぶりにした方がよいのではないか。
- 最後に議論の整理があり、普通はかなり熟度の高いものがあると思うが、この報告案を読むと、必ずしもそうっていないので、もう少し工夫できないか。
- 議論の整理というのは、今回の検討会での論点の方向性であって、今回はペンディングという形になり、もう少し具体的な方向性を出すという前提として読んでいただきたい。(事務局)

- 地方全体の租税体系として偏在度が少なく、安定性を確保できるような租税体系を確立する、この基本方針は非常に重要。この際の地方といった場合は、道府県、市町村の両方を含めた意味であり、そして地方税と国税の地方交付税原資の見直しを視野に入れながら、税源の偏在を是正していくことがいいと思う。

ただし、問題は法人課税のところで、法人所得が大幅に上昇した場合には税収の偏在という意味では拡大する。これを地方全体としてどうするか考えるとすれば、税源交換として消費税と法人所得関連税の交換があると思う。その観点に立って、まず法人事業税において議論してきたが、これからは法人住民税も視野に入れた議論も必要であると考えます。

- 法人所得課税から外形的なものにシフトしていくと打ち出されているが、何を根拠にするのか明らかでなく、応益性や安定性あるいは偏在性解消の手段として捉えているのか。どうしてこのシフトが望ましいと検討会として判断したのか明確にしてほしい。

法人所得課税の帰属を考える際、税源涵養のインセンティブになっているからそのまま残すというと、地方団体がそのように締め切る政策的な考慮を入れたということになるが、応益性から議論を一貫させるのであれば、「企業誘致、地域産業の育成のための努力をしているから」といった応益に対応する形での表現のほうがよいのではないかと。

- 「ヒアリングを通じた様々な立場からの議論を通じて」と記載したのは、結果的には法人所得課税は縮小していくという方向で一致していたと思うが、その根拠に関してかなり多くの幅があり、細かく記載できなかった。整理するのであれば、検討会としてその部分についてもう少し議論をいただければありがたい。(事務局)

- 冒頭の総論に置かれると、検討会としてそういった方向の議論で合意があったように読めてしまうので、置かれる場所によっては問題ないと思うが。また、外形標準課税について、資本割は外形標準課税に含まれないのか。

- 入るが、好ましいと思ってないため「等」に含めた。(事務局)

- 知事会の試案について、すべて地方交付税原資とするという表現があるが、地方交付税の現在の仕組みがうまく動いていないため、地方政府間財源の偏りがある、という議論もあると思う。そうであれば、現行の交付税の配り方がそのまま原資を増やすという議論は、ありかなしかと言えなしいという気がする。

- 各自治体の首長、関係者の多くは、国に色々義務づけされていて、ナショナルミニマムを超えた部分に関しては自由にできないかという考えは持っているのは事実だと思うので、今回の議論をベースに丁寧な説明や新しい考え方での説明を書き込んでほしい。

- 本日の議論をもとにしながら、もう少しフェーズを上げて具現化した案を出して、次回には報告案を提示したい。

以上